

(資料紹介) 『沖繩県奉祝天長節実記』

田名真之

Brief notes on "A record of the first birth festival of the Emperor Meiji in Okinawa Prefecture"

Masayuki DANA

沖繩県立博物館・美術館，博物館紀要 第15号別刷

2022年3月31日

Reprinted from the

Bulletin of the Museum, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.15

March, 2022

〔資料紹介〕

『沖縄県奉祝天長節実記』

1) 田名真之

Brief notes on "A record of the first birth festival of the Emperor Meiji in Okinawa Prefecture"

Masayuki DANA 1)

本資料は令和二年三月に比嘉昌晋氏より当館にご寄贈いただいたもので、明治十二（一八七九）年十一月三日、沖縄県となつて最初の天長節の祝賀記録である。法量は縦二八、四cm、横二〇、四cmで丁数は二十一丁、版心に沖縄県と印刷された縦書き十三行の罫紙が用いられている。

本資料をまとめた沖縄県少書記官原忠順はらただゆきは、元肥前鹿島藩の重臣で、藩主の鍋島直彬なべしまたかよしが初代沖縄県令となつたのに伴い、側近として着任していた。

四月の琉球処分、沖縄県設置から半年余の時点で行われた天長節で、県庁での儀式や潟原での祝賀会についての貴重な記録となっている。

天皇の誕生である「天長節」は奈良朝時代から宮中祭事として行われてきたとされる。明治政府は、一八六八年八月に、九月二十二日の天皇誕生日を休日とする布告をだした。明治五（一八七二）年十二月、太陽暦の採用とともに、天皇誕生日も太陽暦に読み替えられ、同六年から十一月三日が天長節となっていた。

一、資料の内容

本資料は五つの部分で構成されている。

①天長節を迎えるにあたり、当日花火や座楽、路次楽などで祝賀の催

しを行いたいたとの原忠順沖縄県少書記官の発議があり（鍋島県令は東京へ出張のため原が代理を務めている）、会の運営、出し物、費用の分担など記した協議書が、県庁各課、各掛、沖縄側の親見世や首里の役所などへ回覧され、賛同人の手書姓名が記されている。

②十一月三日の天長節当日の記録。

ア、午前中、天長節の儀式が行われている。県庁内の庁堂に御写影の室（御真影を納めた櫃）を安置して、大礼服の原少書記官らの参拝から、県庁職員、地元の士族、寄留商人、一般県民の参拝が行われた。

イ、那覇港の薩摩商人の船舶や近くの人家も国旗を掲げ、国旗のない垣花村などは、紙に「紅日」（日の丸）を描いて、竿で高く掲げている（県庁は未だ旧薩摩藩在番奉行所なので、那覇港は至近の距離にある）。祝賀の余興について、原が旧三司官の浦添親方朝昭、富川親方盛奎とも相談して、旧賀式に則り座楽や路次楽を加え、内地の例として煙火（花火）を催すこととし、場所は那覇と泊の間の潟原とすることに定めた。

ウ、潟原での祝賀の記録。午後一時過ぎに大礼服の原少書記官が馬で会場入り。「大小旭章之国旗」や「万灯」（多くの提灯）で飾られた仮小屋（観覧所）に属官や浦添、富川親方らと入る。楽童子の演奏、久米村士族の路次楽、唐歌があり、ついで、煙火が昼、夜併せて六〇種余打ち上げられた。老幼とも多くの観衆が詰めかけ、古波蔵兵営からも飯倉大尉以下下士官一七〇余名が参加した。上級官吏らは貌蘭口（ブランドーカ）を飲み、本県人は焼酒（泡盛であろう）を飲んだ。

午後十一時過ぎ煙火が終了、万灯も片づけられた。

③ア、余興の楽童子の奏楽の楽器と呼称

イ、楽譜とあり、演奏した楽曲名か。

ウ、久米村の歌字師の唐歌の歌詞（五曲）

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

工、打ち上げた煙火（花火）の名称（六十七種）

④陸軍大尉飯倉好察の参加感想。企画した原少書記官への感謝から、趣向を凝らした会の成功を祝っている。また、四月の置県では、上は尚氏を優遇し、下は庶民を遇すること寛恕としたのに、当初人心、朝意のある所を悟らず、幽谷を慕うの情実なしとせざるも云々、しかし、令君（鍋島県令と原少書記官）の心を用いるに懇切に深く民心に入り込み、目下の如きの盛挙を見るに到った、皇威の赫赫たる恩波の普く及んだからである云々、この感激を原君に伝えるものである。

⑤祝賀の漢詩六首。親泊親雲上朝啓や原忠順の七言絶句など。

二、考察

まずは、この時期の状況、県庁と旧藩士族の関係がどうであったか、である。明治十二年三月から四月、琉球処分が断行され、四月四日、琉球藩を廃し、沖縄県を置く旨、布告された。五月には初代県令の鍋島直彬が着任、尚泰が上京した。六月二十五日に、県庁は県政の基本方針を布達、「諸法度ノ義更ニ改正、布令ニ及ハサル分ハ総テ従前ノ通シ」として「旧慣温存」を明らかにした。そうした中、旧藩役人は、従前通り旧領地から勝手に収税するなど、県政と対立した。八月十八日県はついにこれら反県的な士族百名余を拘引した。九月十四日には県政への協力を誓約して釈放された。十月には旧三司官の浦添朝昭と富川盛奎が県の顧問（八等出仕）となっていたが、拘引事件と関連した人事と言えよう。さて、天長節に際し、原が募った祝賀会賛同者は八十一人に登るが、沖縄士族が浦添、富川を筆頭に三十五人もいる。明治十二年の「官員録」沖縄県（十一月十二日調）での沖縄出身者は八等出仕の浦添、富川以下二十四人である。賛同者中、里之子親雲上、筑登之親雲上クラスまでが「官員録」に掲載で、筑登之クラス以下は載せられていないことになる。ともあれ、旧三司官以下多くの役人が県政に加わったことが分かる。拘引事件が旧藩役人の登用、採用に繋がったのかどうか、検証が必要だろう。④の飯倉大尉は処分後、当初人心は県政に批判的であったが、今や皇威の恩波に浴し、祝賀会の盛況を見るに到った、他県人と旧藩役人

が酒を酌み交わしながら談笑していること、祝賀の余興に琉球の音曲を採用していること等、鍋島県政の成果としているが、どうだろう。富川盛奎は翌年、脱琉渡清しており、県政に身を置いたからこそ脱清なのか、もともと苟且かひまのカムフラージュ的な任職であったのか、どちらだろうか。

また、原が十一月三日に県庁で、御写影を奉じて、天長節の儀式をおこなっているが、御写影を収めた室は、もともと内務省出張所から引き継いでおり、十二年以前から内務省出張所で、天長節を行っていたと推測される。全国的にも、明治六年に奈良県庁が御真影の下付を受けていて、その後、各県でも後に続いたとあり、県庁などで天長節を祝賀する動きが始まっていた。沖縄での開始も同時期からと考えていいだろう。

もう一点、県庁での天長節の式典は公の取り組みであろうが、潟原での祝賀会は、賛同者の俸給高に応じた頭割りで経費を賄うとされており、公から費用は出ていない。余興の地元重視など、全国的にどうなのか、沖縄だけの取り組みだったのか、興味あるところだろう。

他にも、座楽の曲目、唐歌など、また煙火・花火のことなど、その分野にとつての貴重な資料となるのではなからうか。そうしたことも含め、処分後の初期県政と沖縄について考える多くの材料を提供してくれる貴重な資料である。

光緒三（明治七―一八七四）年の「御書院日記」（尚家文書）の九月中の記録に、「天長節御祝日付拝礼之事」とある。明治七年段階で首里城で天長節が行われていた事は驚きである。本文をみると、

「九月廿八日 天長節付四ツ時分／天皇陛下／皇后宮御写真拝礼左之通相済候事」として、南殿の床の間に天皇、皇后の写真飾って、王子衆、按司衆、三司官、親方、申口、吟味役と次々拝礼し、諸役人、諸間切役々まで拝礼した、とある。国王尚泰は「当分風氣相慎みに付き」として出御を止めている。この記事から天皇皇后の写真の存在と国王以下城内の役人だけに止まらず、地方の間切役人まで天長節に参列していた事が分かる。琉球藩時代の天長節についての貴重な記録である。

本資料情報は小野まさ子氏（那覇市歴史博物館）の提供である。記して感謝申し上げる次第である。

沖繩縣奉祝天長節實記

沖繩縣奉祝天長節實記

維明治十二年十一月三日天長節ナルヲ
以テ嘉節奉祝ノ為メ豫テ本縣少書記官
原氏ヨリ屬官等ニ協議アリ東京ニ赴キハ
代理書記官其第一候議書一號ニ曰ク
來ル十一月三日
天長節ニ付テハ晝夜煙火ヲ發揚シ且樂
手若干名ヲレテ坐樂路次樂等ヲ奏セシ
メ以テ佳節ヲ祝シ奉リ度存候條御同志
ノ向キハ別紙罪内ニ御姓名ヲ御手書ニ
テ御捺印相成度尤モ伊藤志雄并境野大
吉ヲ幹事ト為シ右祝賀ニ係ル一切ノ事
ヲ整理為致候條茶巨細之義ハ兩人一御打

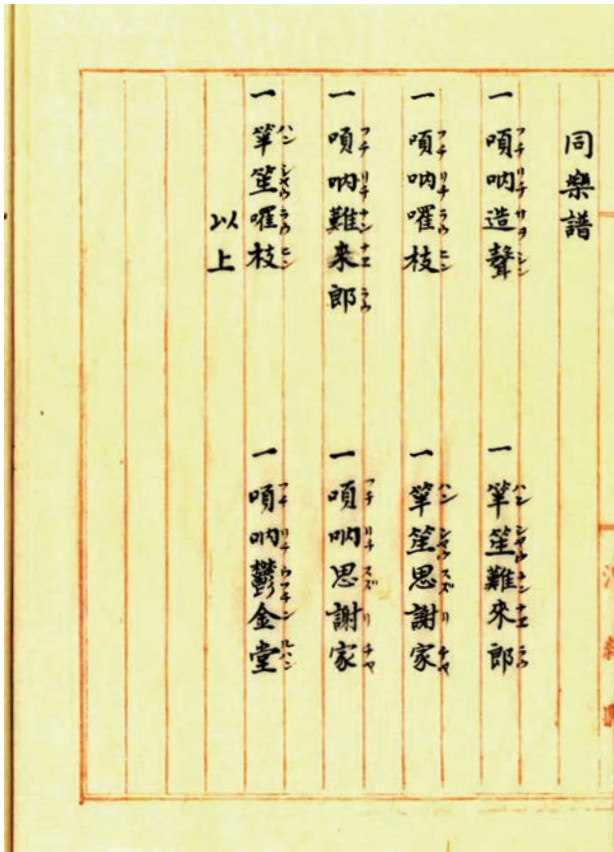
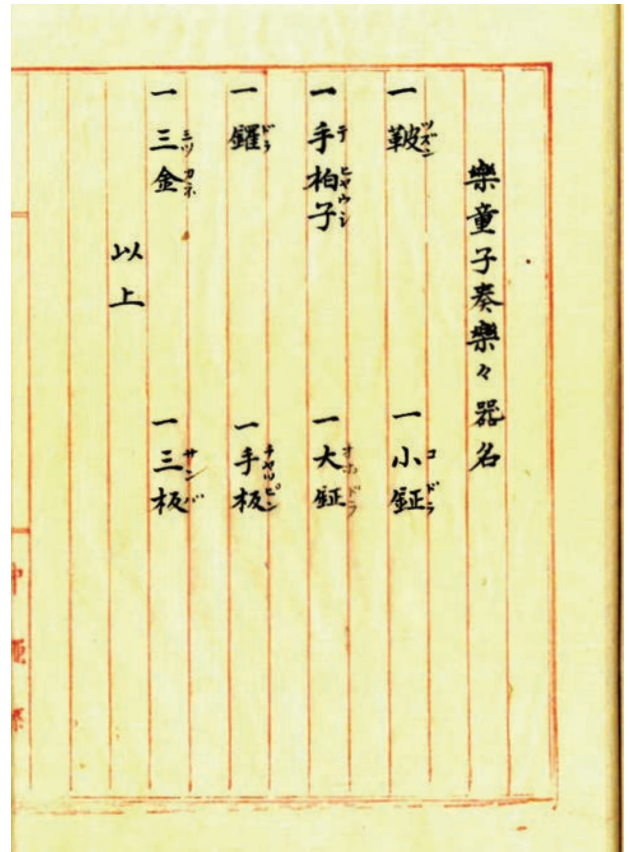
松本 茂
溝口作太郎
天久親雲上
常間親雲上
親海堂之子親雲上
急職筑登之親雲上
伊波筑登之
野田廣之助
善天間重子親雲上
山川邦太郎
早水保之進
上野太一郎
田野 熾

松村 操一
浦添親方
比屋根重子親雲上
山室筑登之親雲上
佐久川筑登之親雲上
沈藤筑登之親雲上
井手 乾藏
大田里之子親雲上
安田筑登之親雲上
松枝貞貫
永田佐次郎
伊奈 訓
松下復清

富川親方
宮寄吉順
真嶋宣徳
大塚敬六
外間筑登親雲上
安室親方
与古田里子親雲上
平笠候次郎
玉那霸筑登之

森 謙吉
藤井治幸
小野正尊
伊江親雲上
富村親雲上
津波古親雲上
照原筑登之親雲上

其第三候議書ニ曰ク 第三候議書ハ全ク
改定ス故ニ 來ル十一月三日天長節ニ付
テハ嘉節奉祝ノ為メ奏樂并煙火等ノ義過



沖繩県奉祝天長節実記

維明治十二年十一月三日、天長節ナルヲ以テ、嘉節奉祝ノ為メ、予て本
 県少書記官原氏ヨリ属官等ニ協議アリ(時ニ県令ハ東京ニ赴カレ書記
 官代理ナリ)、其第一協議書(天第一号)ニ曰ク
 来ル十一月三日

天長節ニ付テハ昼夜煙火ヲ発揚シ、且樂手若干名ヲシテ坐樂・路次樂等
 ヲ奏セシメ、以テ佳節ヲ祝シ奉リ度存候条、御同志ノ向キハ別紙野内ニ
 御姓名ヲ御手書ニテ御捺印相成度、尤モ伊藤忠雄并境野大吉ヲ幹事ト為
 シ、右祝賀ニ係ル一切ノ事ヲ整理為致候条、巨細之義ハ兩人へ御打合可
 相成候也

明治十二年十月廿五日

原 忠順

- 顧問 諸君
- 庶務課 ヲ
- 租税課 ヲ
- 出納課 ヲ
- 衛生課 ヲ
- 学務課 ヲ
- 勸業掛 ヲ
- 地理掛 ヲ
- 土木掛 ヲ
- 職務掛 ヲ
- 裁判掛 (脱力)
- 警察署 (脱力)
- (親見世・久米村)
- (泊村・首里)

役所 ヲ

手書姓名

田中馨治

岡本浅雄

川村三二
古賀虎太郎
愛野趙一
吉沢敏夫
杉本金治郎
松本 茂
溝口作太郎
天久親雲上
当間親雲上
親泊里之子親雲上
名城筑登之親雲上
伊波筑登之
野田鹿之助
普天間里之子親雲上
山川邦太郎
早水保之進
上野太一郎
田野 熾
中川四郎
岩永寛三郎
脇屋 端
北御門弘治
坂本正則
矢原信見
桑原米松
照屋筑登之
山口筑登之
糸数筑登之
外間筑登之
山口親雲上
新崎筑登之

秋永桂蔵
川副義一
谷口復四郎
梶原稻隆
石丸今朝一
松村操一
浦添親方
比屋根里之子親雲上
山里筑登之親雲上
佐久川筑登之親雲上
池原筑登之親雲上
井手範蔵
大田里之子親雲上
安田筑登之親雲上
松枝貞貫
永田佐次郎
伊奈 訓
松下兼清
牧 信形
内田孝太郎
有川董誠
平井連三郎
織田良益
重信伝蔵
長野範亮
城間筑登之
名嘉真筑登之
山里筑登之
新崎筑登之
宮城里之子親雲上
麻(摩力)文仁親雲上

富川親方
宮崎吉順
真嶋宣徳
大塚敬六
外間筑登之親雲上
安室親方
与古田里之子親雲上
平埜候次郎
玉那覇筑登之

森 謙吾
藤井治幸
小野正尊
諸見里里之子親雲上
伊江親雲上
富村親雲上
津波古親雲上
照屋筑登之親雲上

其第三協議書二曰ク(第二協議書ハ全ク第三協議書ヲ以テ改定ス、故ニ之ヲ略ス)来ル十一月三日天長節二付テハ嘉節奉祝ノ為、奏樂并煙火等ノ義、過日天第一号ヲ以テ協議ニ及ヒ尋ヒテ天第二号ヲ以テ相定候、廉々(兼々カ)回覽ニ供シ置候処、今般更ニ別紙之通改定、且増加致候ニ付、猶及御回覽候、尤モ右ニ係ル一切ノ費用ハ追テ同志総員ノ月俸高割ヲ以支弁候義ト御承知置相成度、此段申添候也。

但本文中若シ御異存之廉有之候ハ其段、幹事へ御談示相成候様致度候也

十二年十月卅一日
同志諸君
原 忠順

別紙

一 奏樂并煙火打揚ハ那覇泊村ノ境塩浜ニ於テス
一 奏樂ハ坐樂・路次樂・唐歌ノ三種トス
一 煙火ハ昼三十余、夜四十、外ニ吹出シニ拾本ヲ発揚ス
一 奏樂ハ正午第十二時ヨリ午后第三時ニ至ル
一 昼煙火ハ午後第三時ヨリ全第六時ニ至リ、夜煙火ハ午後第七時ヨリ同第十一時ニ至ル
一 同志総員ノ為メニハ、間口二十間、奥行二間ノ仮小屋ヲ設ケ看覽所トナス
但各自別ニ看覽所ヲ設クルハ適宜トス

一 奏樂所ハ右看覽所ノ正面ニ於テ一小仮小屋ヲ設ク、樂畢レハ直ニ廢撤ス

一 煙火打揚所ハ右看覽所ノ正面若干距離ノ地ニ於テ仮枉竹埒等ヲ以テ仮設ス

一 煙火打揚所并看覽所等ニハ、大小旭章之国旗并毬灯等ヲ以テ裝飾ス

一 同志総員飲食ノ為メニハ別ニ設ヲ為サス、行厨其他ハ各自ノ適宜タルヘシ

一 樂人ノ為メニハ最寄ニ於テ一小家屋ヲ賃借シ休憩所ト為シ、且樂手一同ハハ殊ニ茶菓ヲ給ス

一 当日若シ狂風降雨等アレハ、翌日ニ順延ス

本日即三日（月曜）天晴大気爽快涼ナリ、午前〇時原少書記官大礼服ヲ着ケ出庁ス、庁堂（庶務課ヲ置ク所）正面（床ノ間ニテ東面ナリ）ニハ新タニ四柱ノ柵板ヲ鈎架シ

御写影ノ室ヲ安置ス（室ハ木地塗ニテ上檐ニ三個ノ菊章ヲ金蒔繪ニテ画ケリ旧内務省出張所裝飾スル所ニ係ル）床ノ間ノ壁面及ヒ之ニ連ナル一房ノ入口ニハ一面ニ白布ヲ垂下シ之ヲ裝ヒ床ノ間ノ前ニハ粗薦一枚ヲ敷キ、其上ニハ白木ニテ連柱ノ長脚凡ヲ置ク、勉メテ典制ニ依ルナリ、庁堂太タ広カラスト雖トモ東西六間余、南北五間余ノ口平ニシテ、机卓等ハ他所ニ移シ、掃除等特ニ注意シタルヲ以テ頗フル壯麗ヲ示スニ足レリ、少書記官先ツ進ンテ室前ニ向ヒ一拝シ室ノ扉ヲ左右ニ推シ開ク（參拝人ヲシテ天皇皇后ノ御写影ヲ正シク仰拜セシムルカ為メナリ）又一拝シ了ツテ書記官ハ床ノ間ノ左十尺許ヲ隔テ椅子ニ憑リ坐ス、是時職務係伊奈九等屬ハ準礼服ヲ着ケ床ノ間ノ東北側面ニ鵜立ス、同係上野太一郎ハ庁堂ト玄關ノ間タニ周旋シ拝賀人到レハ遂次ニ伴テ拝賀ノ地位ニ進マシム午前七時屬官參拜

同八時本県士族等參拜次テ寄留人及本県平民婦女等ニ至ルマテ參拜ス同十一時下參拜ノ時期、既ニ了リ足跡ノ已ニ絶ユルヲ待ツテ書記官再タヒ立テ室前ニ向ヒ一拝シ室ノ扉ヲ閉チ了テ職務係等ヲ率ヒテ退庁ス是日、那覇港口薩商所有ノ船舶ニハ紅旭ノ国旗ヲ掲ケ本嶋ノ船舶ハ未タ国旗ヲ揚クルニ暇ナク、特ニ旒旗ヲ装フモノアリ、而シテ港内人家ハ皆

旭章ノ国旗ヲ掲ク、垣花村ノ如キ村落ノ農舍蟹戸ニ至ツテハ紙ヲ剪リ紅日ヲ繪キ、亦高ク竿頭ニ掲ケ出セリ、港口三重城辺ヨリ之ヲ眺ムレハ朝暉暉ヲ掲ケ旭旗ニ映照シ燦爛幾ント將二目ヲ奪ハレントス是ヨリ前書記官、屬官等ト議シ本県創置以後、初メテ迎ユル天長節ナルヲ以テ成ヘクハ賑ヤカニ祝賀シ、民人ニモ感覺スル所アラシムヘシ、因

テ浦添親方、富川親方等ニモ相議シタルニ、本県士族等ニ於テハ差当リ旧賀式ニ仍リ坐樂・路次樂・唐歌等ヲ奏ヒハ如何ト云フ、是ニ於テ書記官始メ相謀リテ、内地凡例ニ沿リ煙火伎ヲ催シ、彼此一処ノ場所ニ湊合シテ徧ネク民人ニ縱觀セシタ（メカ）ント、即第三協議書ノ如ク協議成リ瀉（瀉カ）原（若狭町地先泊村ノ入口ニアル塩浜ナリ、汐時ハ凡長四五町巾三四町ノ島鹵トナル）ヲ以テ其場所ト定ム、伊藤三等屬、境野八等屬等予テ該所小屋建等ノ事ヲ管司スルヲ以テ脩路等モ亦頗ル清灑ヲ極メタリ

瀉原塩浜中央ヨリ二十歩許東ニ沿ヒ、間口二十間奥行二間ノ苦草ノ仮小屋ヲ作り前一面ヲ開キ後面ハ帷幕ヲ繞ラシ、地ニハ畳或ハ蓆席ヲ陳ヘ、上ニ氈ヲ敷キ、每柱上国旗ヲ掲出シ、檐端ニ毬灯ヲ鈎リ以テ之ヲ裝フ、是ヲ総員ノ觀覽所ト為ス

午后一時下、原書記官ハ大礼服ヲ着ラレタルマ、洋装ノ鞍馬ニ跨カリ、屬官数名ト共ニ觀覽所ニ来ル、此ニ集マル民人老幼トナク皆仰キ觀テ敬肅ノ色アリ、繼テ浦添、富川其他旧藩士族ノ出勤セル者陸続相到リ赴任官等ト臂ヲ交ヘテ並ヒ坐ス、警察官ハ其右ニ居リ、陸軍分遣隊ハ其左ニ相接ス、觀覽所ノ前相隔タル数歩ニ過キス、又仮小屋ヲ作ル、間口四間許奥行二間許、後面幕ヲ張り、前三面ヲ開ク、是ヲ奏樂ノ処ト為ス、此ヲ隔ツル数十歩ノ外ニ煙火筒ヲ据ヘ傍ラニ一大柱ヲ立ツ、高さ二十尺許頂上ニ一幅ノ大国旗ヲ掲ケ、其頸ニ索繩ヲ繫キ之ヲ垂下シ地上植ル所ノ短柱ニ縛駐シ以テ大旗風ヲ受ルノカト為ス、其索繩ニ条ハ觀覽所ニ向ヒ入字ノ如ク引絙シ高キヨリ低キニ至リ数十個ノ紅毬灯ヲ星纏ス、而シテ煙火筒ノ周圍ハ幕ヲ以テ之ヲ繞ラシ、煙火伎委員ノ外、他人ノ闖入ヲ禁ス、誤ツテ傷ヲ被ムル者アランヲ恐ル、ナリ、又其外辺ニ向ヒ広ク竹柵ヲ繞ラシテ觀覽所左右ニ連ル、亦醉漢駭兒等ノ闖入雜遝ヲ禦クナリ既ニシテ奏樂始マルヲ告ク、觀覽所前ノ仮小屋ニ向ヒ樂人徐カニ進ミ来

ル、楽器床ハ先ニ陳列セリ、楽器ノ床アルハ鼓、小銅鑼、新心及銅鑼兩班二器ノミ、床ハ皆朱漆ヲ刷シ金蒔繪唐草ヲ画ク、楽童子四名（伊江王子五男伊江里之子・豊見城親方長男豊見城里之子・国頭按司三男国頭里之子・真玉橋親雲上長男真玉橋里之子）氈上ニ並坐ス、伊江ハ鼓、小銅鑼、新心ヲ掌ル（新心ハ銅鑼ノ如クニシテ差小ク一ヲ仰覆シ一ヲ以テ上ヨリ之ヲ扣キ音ヲ発ス）豊見城ハ銅鑼、兩班ヲ掌ル、而シテ手板（チャツパン）ナルモノヲ手ニシ、腕ヲ回ラシ上下反覆ス、音ナシ、只節奏ニ供スルノミ、伊江ト時ニ相交換シテ之ヲ用ユ、並ニ皆右手ニ之ヲ持ツ故ニ手板ヲ持ツトキハ、他器ヲ打ツ皆左手ヲ以テス、国頭ハ三金ヲ掌ル（三金ハ其形品字ノ如ク柄アリ、鞭ヲ以テ之ヲ撃チ音ヲ発ス）真玉橋ハ三板ヲ掌ル（三板ハ拍版ノ如ク四ツ竹ニ似タリ）皆前面ニ居ル、金城ハ噴呐ヲ吹ク（噴呐ハ小喇叭ノ如シ）宇地原、棚原二人ハ並ニ横笛ヲ吹ク、此三人皆樂童子ノ後面ニ坐ス、伊江ハ歳十五、白哲長身女子ニ似タリ、紅藍交条ノ長袖絺衣ヲ着ク、豊見城ハ歳十四、鼻目秀朗紅褐色交条ノ長袖絺衣ヲ着ク、国頭ハ歳十四、姿貌端麗白地紺黒交条ノ長袖絺衣ヲ着ク、真玉橋ハ歳十四、温容豊肌紺白交条ノ長袖絺衣ヲ着ク、皆博帶前二襟ス、此四人並皆美少年ニシテ人品太夕高シ、噴呐横笛ヲ吹ク者ハ並ニ皆青年ニアラス、一様紺黒絺衣ヲ着ク、樂起ル、歌唱ナシ、譜ヲ案シテ奏スルノミ、畢テ路次樂ヲ始ム、前班銅角二人、銅鑼一人、次班銅角三人、後班喇叭笛二人、最後班二列鼓四人ナリ、吹打互ニ曲ヲ作シ、銅鑼時ニ一撃シテ節ヲ作ス、是ハ昔時所謂琉球人來朝行道ノ時ニ於テ觀ル所ニ略相同シ、但直立シテ行カス、并ニ旗幟ヲ用ヒサルノミ、畢テ久米村歌学師唐歌ヲ奏ス、瑶（揺力）琴（ヤンキン）（木琴ニ似タリ）国場子親雲上、次二三弦池宮城子親雲上、次二琵琶（ピーパー）国場子親雲上、次二胡琴（ウキン）国場親雲上並ニ前面ニ坐ス、瑶琴ヲ鼓スル国場ナル者、其歌学師ナリト云、歳六十許、白髮老人ナリ、安次嶺親雲上、伊差川通事親雲上、池宮城親雲上、宮城子親雲上並ニ皆後面ニ坐シ板ヲ打チ支那音ヲ以テ唱歌ス、其詞曲ハ福寿歌、想郷歌、頌太平、調寄生艸、哭五更ナリ（詞辭後二録ス）畢テ俄カニ奏樂飯小屋ヲ撤ス、觀覽所ヨリ煙火筒、帷幕ノ所ニ至ルマテ又一物ノ眼ヲ遮キルモノナシ、忽ニシテ狼煙上ル、首ハ白煙柳ト名ク、次ハ序ヲ逐ヒ三十余种、後ニ開張スル煙火名目報單

ノ如シ

觀覽所ニアル者時ニ漸ク行厨ヲ開キ赴任官吏ハ多ク啤尔貌蘭（口十地）ヲ酌ミ、本県人ハ皆焼酒ヲ酌ム、肴核ヲ相抵シテ餐喫シ杯盞ヲ相互ヘテ飲吞ス、復昔日彼此官民相睚眦シ相隔絶スルノ情態ヲ挿ム者ナシ、今ニシテ聖化ノ浹洽スルニ至ルヲ見ルナリ、狼煙一発スル毎ニ欄外ノ觀者手ヲ拍チ喝（口十采）ノ声ヲ起ス、宛カモ風濤ノ澎湃ヲ送ルヲ聞クニ似タリ、是時古覇（波力）藏兵營ヨリ到ル者、陸軍大尉飯倉氏ヲ始メトシテ下士官銃兵ニ至ル迄百七拾余名、大尉飯倉氏祝辭ヲ作ル（後二載ス）親泊親雲上モ亦詩アリ、属管等珍トシテ之ヲ韻ヲ次ク者アリ、或ハ別ニ歌詞ヲ推叩スル者アリ、時俄カニ風卷キ雲湧一陣ノ驟雨瀉キ来ル、衆頗フル倉慌阻喪ノ色アリ、須臾ニシテ雨罷ミ雲散シ、天日更ニ清朗ナリ、前日散スル者復夕聚マリ来夕到ラサル者老幼、畢ク至ル、觀ル者林ノ如ク堵ノ如シ、既ニシテ日暮ル各所掲クル所ノ大小ノ球灯一斉ニ火ヲ点ス、灯光天ニ映シ地ヲ耀カス星ノ如クニシテ殷紅月ノ如クニシテ光明ナリ、暫クシテ先上ル煙火ハ猩々頭ナリ、此次ハ序ヲ逐ヒ六十余种アリ（亦後二載スル名目ノ如シ）赤龍ノ天ニ登ル如キモノ玉簾ノ地ニ垂ル如キモノ、皆其名称ニ背カス、觀者益々贊稱ノ声ヲ止メス、而シテ令公ノ室ハ賀根村筑登之ノ家ニ就キ、壁牆ノ内別ニ棧敷ヲ架シ榕樹密蔭ノ間、纒力ニ瀉原ヲ眺望スヘク一二ノ侍臣媵婦ヲ随カヘ小宴ヲ開カレ、今日ノ韶辰ヲ祝シ煙火ヲ觀テ興ヲ催フシ、一時ハ羈窓ノ幽情ヲ解カル、ナルヘシ、而シテ其飲ヲ取ルヤ間静幽穆ニシテ飄袖ノ影ヲ觀ス、□（笑力）語ノ声ヲ聞カス、頗ル他ノ喧鬧ニ異ナレリ

午后十一時下、煙火悉ク挙ケ了リ、万灯漸次ニ撤却ス、觀者尚余歡待ヲ貪ル者アリ、料リ知ル民人ニ於テモ今日始メテ

天皇陛下ノ聖誕ヲ祝賀シ奉ルヘキコトヲ感覺記念シタルナルヘシ

（朱書）

十一月 日記

有斯舉而無斯記何以伝諸後年而其為記直就実事輕々着筆周匝不洩展開三復宛然今猶有当日之思大凡文之出於実事者不求巧而自然巧

原 忠順妄言

樂童子奏樂々器名

一	鼓 <small>ツズン</small>	一	小鉦 <small>コドラ</small>
一	手拍子 <small>テヒヤウシ</small>	一	大鉦 <small>オホドラ</small>
一	鑼 <small>ドラ</small>	一	手板 <small>チャッピン</small>
一	三金 <small>ミツカネ</small>	一	三板 <small>サンバ</small>
	以上		

同樂譜

一	唢呐 <small>フチリチサヲシ</small> 造声	一	唢呐 <small>フチリチサヲシ</small> （竹十半） <small>シヤウナンナエラウ</small> 笙難来郎
一	唢呐 <small>フチリチラウ</small> （口十霍） <small>ミ</small> 枝	一	唢呐 <small>フチリチウツチンルハン</small> 思謝家
一	唢呐 <small>フチリチナンナエラウ</small> 難来郎	一	唢呐 <small>フチリチウツチンルハン</small> 鬱金堂
一	唢呐 <small>ハンシヤウラウニン</small> （口） <small>口</small> 枝	一	以上

福寿歌

千歲爺鎮中山万古千秋天朝一路上海不揚波臣民俱歡喜物阜與年豐滿載歸
来了広千歲爺福寿齊天長不老

想鄉歌

紗窓外月影消離国之人不尽心憔悴過海艱難那知那知道在琉球日暖風和到中
華也霜雪相交凄凄苦苦顏衰老思量起父母年高奉王命敢畏敬勞嬌嬌在家無

倚無倚靠望鄉信隔斷海島一年只等貢船貢船到

頌太平

天初曉瑞氣降來臨五彩卿雲扶日昇江山美錦繡新更喜是良晨俺君王新即位
恩光普照東□（シ+冥）家家戶戶管弦與歌声焚香礼拝祝聖明物華天宝人
阜年豐俺通国万古千秋慶太平

調寄生艸

有朋友自遠方來到久聞仁兄善與人交我同你手挽手入太廟細叮嚀巧言令色
休同道我只要你貧而無諂富而無驕只要你言而有信方為妙

哭五更

怕的是黃昏女子吃了一驚□（ト+刺）梳粧手拿青鏡晚晚是烏雲滿天星斗
照着乾坤撞罷鐘就把更來定

明治十二年十一月三日 煙火打揚名目

昼之部

夜之部

白煙柳	猩々頭
（クリカラ）龍	（浅黄 緋色）交星
（黄龍三疋 大龍）三声雷	銀河星
（赤龍 黄龍）老声雷	玉簾
手鞠	瀧
手鞠糸	満天白
柳燕メ	（紫星 白光星）二段打分
黄煙柳	玉追龍
銀篋	浅黄星
赤鞠	（集火五段）打分
（赤雲）煙中龍	萩ノ露
三色龍	桃花星
銀持蝶	蛸星火

子持龍

（赤雲）雷声

銀紅班竜

風玉

青龍

烟雨雷声

紅白龍

白龍

白玉

相撲取

紅網

雷声

赤雲群口（廿十金）

銚菱

（黄煙柳 銀光星）二段打分

散紅葉

金光星

三色三段打分

紅星

紅雀尾火

太白星

雨後月

三色火

雷声

赤流火

柳露

星夜雷声

九曜星

螢火

登竜

散紅梅

（天来火コホシ）星

雷後月

集火

（赤龍火 銀火星）二段打分

二声雷声

雨中雷

（浅黄紫）交星

落葉火

相撲取

煥發ヲ採ル、其趣向ヤ至リ尽セリ、乃チ朝来庶民ノ来リ見ル者無量数千

人、咸万歳ヲ唱フ、其熾盛ナル未タ曾テ有ラサル所ト云、蓋シ本島ハ本

土ヲ距ル三百余里、久ク尚氏ノ沢ニ浴シ、其風ヤ淳朴、其俗ヤ純一、旧

格ニ恋々タルモノハ亦敢テ怪ムヘキニ非サルナリ、伏テ惟ニ本年四月、

本島置県ノ挙アルヤ、上尚氏ヲ待スル厚優、下庶民ヲ遇スル寛恕、区処

其当ヲ得措置其宜キヲ得タリ、然レドモ当初人心 朝意ノアル所ヲ悟ラ

ス、進テ喬木ニ遷ルノ榮ヲ厭ヒ却テ幽谷ヲ慕ノ情実ナシトセサルモ爾来

令君ノ鞠躬、僚属ノ勉力共ニ心ヲ用ルノ懇篤深ク民心ニ涵入シ、今ヤ融

然トシテ其旧固ヲ闡キ

至尊ノ恩遇ヲ奉戴シ悦服シテ序命ヲ聞キ安然トシテ、其堵ニ安ニスルニ

至レリ、輒チ目下ノ如キ盛挙ヲ見ルハ亦牧民者ノ績シヲ知ルノ一端ナラ

ン哉、於瘁

皇威ノ赫々タル恩波ノ普ク及所、夫レ斯克ノ如シ、豈欣擢抃舞シテ慶賀

セサルヲ得ンヤ、（好察）感堪ヘサルモノアリ、聊菲ユニ口ヲ記シ此ノ

令辰ヲ拝祝シテ以テ原君ノ左右ニ啓ス

明治十二年十一月三日

飯倉 好察

恭祝

聖節

天開文運致雲祥 万戸旗章掲旭光

昭代皇恩無所報 千秋欲猷菊花觴

親泊親雲上朝啓

天長節次親泊詞伯韻

太平煙火兆休祥 雲際飛龍吐紫光

遙想九霄金殿宴 仙班上寿醉瓊觴

九等属秋永照隣

天長節次親泊親雲上韻

旗掲紅陽表万祥 喜看煙火放瑤光

維明治十二年十一月三日、沖繩県令鍋島直彬君代理全県少書記官原忠順君、泊塩浜ニ於テ其僚属ト與ニ宴合歡以テ
天長節ノ令辰ヲ奉祝セラレ（好察）原君ノ高意ニ憑テ亦此ノ雅筵ニ連ルノ幸福ヲ得タリ、此日ヤ恰モ好シ、天氣晴朗凄風ノ肌膚ニ逼ルヲ覺エス、場中ニハ数流ノ国旗ヲ翻シ数白（百カ）ノ毬灯ヲ掲ケ粧飾燦然殆ント眼ヲ奪フ、且本島伝ル所ノ古樂ヲ奏シテ淑和ヲ迎ヘ数種ノ烟花ヲ迸揚シテ

恩波遠及南洋島 蟹戶相迎舉壽觴

同韻戲作

門柱猶留寫吉祥 〔島俗曾做支那 門柱皆題春帖〕今朝旗揭太陽光
聖辰欲獻中山酒 蛮奴盛來椰子觴

川村三三

天長節 七律

球洲山水似春回 瘴雨無痕佳氣催
烟火飄時龍影拳 笙鏞奏處鳳鳴來
七千里外恩波洽 卅万人余笑面開
身在洋南新置県 旭章旗下醉瓊觴

谷口復攄

三多齊唱四方民 何啻華封一老人
会在海南新置県 天長地久祝佳辰

原 忠順

